

千葉県観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰により燃料費の負担増の影響を受ける観光バス事業者の事業継続を支援するため、千葉県観光バス事業者燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「観光バス事業者」とは、市内に本店又は営業所を有するバス事業者のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた観光バスの運行を行う者をいう。
- (2) 「観光バス」とは、観光バス事業者が所有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の一般貸切旅客自動車運送事業への流用も可とする。ただし、令和5年7月31日時点で、道路運送法第15条に規定する事業計画の変更届出を行っているものに限る。）をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に本店又は営業所を有する観光バス事業者であり、令和5年7月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者とする。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、予算の範囲内において、令和5年7月31日時点で給付対象者が保有する観光バスのうち、次の各号に掲げる観光バス車両1台につき35千円を給付する。ただし、令和5年9月30日までに廃車予定の車両は除く。

- (1) 給付対象者が市内の営業所において保有する観光バス
- (2) 給付対象者が市内に営業所を有しない場合であって、市長が特に認める場合は、市外の営業所において保有する観光バス

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請がなされた場合は、申請書の内容を審査し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金を給付することを決定したときは、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに支援金を給付する。

4 市長は、審査の結果、支援金を給付しない決定をしたときは、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金不給付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) その他市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金返還請求書(様式第5号)によるものとする。

(その他)

- 第9条 支援金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が第3条に規定する給付対象者及び第4条に規定する給付対象額等が適正であることを確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。
- 2 市長は、支援金給付の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地
名称
代表者職・氏名
連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付申請書

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 支援金給付申請額 円

2 申請額算出内訳

台×35,000円＝ 円

（対象車両数）× （支援金単価）＝（支援金申請額）

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

4 添付書類

- （1）誓約書（別紙）
- （2）振込先の口座が確認できる書類（通帳の写し等）
- （3）一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請書又は事業計画変更届出書
等令和5年7月31日時点の事業用自動車の台数が分かるものの写し
- （4）その他必要な書類

別紙

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地
名称
代表者職・氏名
連絡先

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓約書・同意書

今般の千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金の給付申請に関し、以下の事項に相違ないことを誓約・同意します。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

はい	いいえ	誓約・同意事項
☐	☐	1 申請内容に虚偽はありません。
☐	☐	2 本支援金の受給後も、引き続き千葉市内で事業継続の意思があります。
☐	☐	3 本支援金を今まで一度も受けたことがありません。
☐	☐	4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っておりません。
☐	☐	5 公共法人、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではありません。
☐	☐	6 暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団に関係する団体ではありません。
☐	☐	7 公序良俗に反する事業内容ではありません。
☐	☐	8 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取り消し及び支援金の返還に応じます。
☐	☐	9 本支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
☐	☐	10 本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。

様式第2号（第6条第3項関係）

年 月 日

様

千葉市長

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金について、下記のとおり支援金の額を決定したので、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付要綱第6条第3項の規定により通知する。

記

1 支援金の給付決定額

円

様式第3号（第6条第4項関係）

年 月 日

様

千葉市長

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金について下記のとおり不給付決定したので、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付要綱第6条第4項の規定により通知する。

記

（理 由）

様式第 4 号（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

様

千葉市長

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付決定取消通知書

年 月 日付けで給付決定した千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金について、下記の理由により取り消すので、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知する。

記

支援金の給付決定額	円
取 消 額	円
取消後の給付決定額	円
取 消 の 理 由	

年 月 日

様

千葉市長

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金返還請求書

千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金給付要綱第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を請求する。

記

- 1

支援金の給付決定額

円
- 2

返還すべき金額

円
- 3

返還期限

年 月 日まで
- 4

返還を請求する理由
- 5

返還方法